

世界遺産登録 再チャレンジ

平泉の文化遺産は、平成23年の世界遺産登録を目指しています。このコーナーでは、登録に向けた取り組み状況についてお知らせします。

第17回 よみがえる浄土の池

江戸時代の『風土記』では、毛越寺の池を「大泉池（おおいづみがいけ）」、観自在王院の池を「舞鶴池（まいづるがいけ）」、そして無量光院の池を「梵字池」（ぼんじがいけ）」と伝えています。無量光院の「梵字池」は池の形を残しながら、長い間水田として利用されてきました。

昨年の推薦書作成委員会の席上、大矢邦宣平泉文化遺産センター館長から「池は浄土の中心であり、池には水がなければならぬ」「イコモスによる現地調査の際には、無量光院の池跡に水を張って説明した方が分かりやすいのではないか」とアドバイスがありました。

今回その提案が有効かどうか確認するため、4月15日から池跡部分への水張りを試験的に実施しました。水張りは公有化するまで水田だったところで、池跡全体の約7割に当たります。照井土地改良区の協力で照井堰から取水し、2日かかりで水張りが完了しました。

4月20日、現地を視察した大矢館長は「風景が一変し、平泉の景観がよみがえった。イコモスの調査員に無量光院跡の素晴らしさや、将来的に整備していくことを理解していただくためにも水張りは必要」として、今回の実験を高く評価しました。

部分的とはいえ、かつての浄土庭園の雰囲気再現

された無量光院跡の景観は、一般の方々からも好評を頂いています。当初想定された漏水も発生しないことや、より多くの方々から意見を求めるため、連休が終わる5月5日まで、池の状態を維持することになりました。町では今回の結果を精査し、県教育委員会と協議の上、イコモス現地調査の際の対応を検討します。



満々と水をたたえた「梵字池」。水面に金鶏山の姿が映り、夕陽が沈むころには神秘的な雰囲気が辺りに漂います

許可が必要です

国指定史跡等での現状変更

当町には8つの国指定史跡・名勝があります（注）。これらはわが国の歴史を理解したり、景観上あるいは芸術上で欠くことのできない重要なものに位置付けられています。史跡等は現状のまま保存することが原則で、円滑な保護を図るため保存管理計画が定められています。土地所有者等がやむを得ず史跡内で現状を変更しようとする場合は、次の手続きが必要になります。

史跡内では▷建築物の新・増・改築▷工作物の設置や改修▷仮設物の設置▷管や側溝・ケーブルなどの埋設や改修▷土木工事などによる掘削や造成▷地面の舗装▷道路や水路の改修や補修▷樹木の伐採 など史跡の現状を変更し、その保存に影響を及ぼす行為をする場合には、文化財保護法第125条第1項の規定により現状変更の許可が必要です。また建物の解体や工作物・埋設物などの撤去も許可が必要になります。

原則として事前に発掘調査を実施します。調査により現状変更行為が適切かどうか判断します。

許可申請書を提出していただき、審査で決定されます。許可者は文化庁長官（一部は県教委に委任）です。

申請から審査を経て結果が出るまで2、3カ月かかります。県教委許可案件の場合は1カ月程度です。

許可後に申請内容などを変更しようとするときは、変更することについて許可を受けなければなりません。

現状変更完了後、速やかに終了報告書を提出していただきます。

（注）特別史跡中尊寺境内、特別史跡毛越寺境内附鎮守社跡、特別名勝毛越寺庭園、名勝旧観自在王院庭園、特別史跡無量光院跡、史跡柳之御所・平泉遺跡群、史跡金鶏山、史跡達谷窟

問い合わせ先…平泉文化遺産センター ☎46-4012

高齢者が安心して暮らせる町を目指して

老人福祉計画を

策定しました

町では、このほど「老人福祉計画」を策定しました。この計画は介護保険制度と連携して、町が実施する高齢者福祉政策の指針となるものです。その概要についてお知らせします。

計画の期間

一関地区広域行政組合が策定した介護保険事業計画と整合性を図るため、23年度までとします。

基本目標

1 介護予防事業の推進
高齢者が要介護状態に陥ることを未然に防止し、健康で生き生きとした生活を送れるよう介護予防事業の充実を図ります。
① 介護予防特定高齢者施策
特定高齢者把握事業

通所介護型介護予防事業
運動機能・口腔機能の向上
栄養改善
閉じこもり予防・支援
うつ予防・支援
2 介護予防一般高齢者施策
介護予防普及啓発事業
転倒予防教室
認知症予防教室
男の介護予防教室
地域介護予防活動支援事業
介護予防ボランティア養成講座
茶話会
3 生活管理指導事業
生活支援ヘルパー等派遣



昨年のシルバースポーツ大会の様子

2 生活・介護支援事業の推進
生活支援ショートステイサービス
高齢者が住み慣れた地域で、

その人らしく安心して暮らしていけるよう、また介護者の負担軽減などを図るため家族介護支援を充実させます。
① 家族介護支援事業
家族介護用品支給事業
在宅寝たきり高齢者等介護手当支給事業
② 生活支援事業
訪問給食サービス事業

3 在宅サービスの充実

高齢者がこれまで暮らしてきた家で、いつまでも生活できるように在宅福祉サービスを提供します。
① 災害弱者緊急通報システム事業
② 訪問内容サービス事業
③ 高齢者および障害者にやさしい住まいづくり推進事業
④ 交通弱者乗車券交付事業
⑤ 日常生活用具給付等事業

4 権利擁護と虐待対策の促進

高齢者の権利を守り、自ら社会参加できるよう権利擁護支援制度の普及を図ります。
① 成年後見制度の利用および権利擁護
② 高齢者虐待への対応および養護者の支援
③ 認知症への理解

5 地域支援体制の構築と生活環境整備

高齢者が必要な時に必要なサービスを利用でき、生活の質の向上のため地域での支援体制の構築を推進します。そのため、次の機関との連携を図ります。
① 保健センター
② 地域包括支援センター
③ 在宅介護支援センター
④ 地域支援会議
⑤ 社会福祉協議会
⑥ 民生児童委員

6 生きがいづくりの促進

高齢者が積極的に社会参加し、生きがいに満ちた生活を送ることができるよう社会活動を促進します。
① 老人クラブ活動
② いきいきシルバースポーツ大会の開催
③ 敬老祝い
④ 高齢者大学等学習活動
⑤ 就労援助

◎ 問い合わせ先

保健センター ☎ 5571